

特殊詐欺等の被害拡大防止を目的とした株式会社ゆうちょ銀行との「情報連携協定書」締結について

1 概要

昨今、被害が深刻な特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺事件において、振込型の被害額が大幅に増加していることなどを踏まえ、警察庁（組織犯罪対策第二課）と株式会社ゆうちょ銀行は、検挙及び被害防止に資する、これまでより一步踏み込んだ対策として、株式会社ゆうちょ銀行がモニタリングを通じて把握した、詐欺被害に遭われている可能性が高いと判断した取引等に係る口座に関連する情報について、関係する都道府県警察及び警察庁に迅速な共有を行うことなどを内容とする「情報連携協定書」を令和7年1月17日に締結した。

本協定書に係る取組は、金融庁と警察庁が連名で金融機関宛てに要請した「法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」（令和6年8月23日付け）の項目6「警察への情報提供・連携の強化」に関連するものである。

なお、株式会社ゆうちょ銀行においても、本件に係る広報を実施する。